

PTAB、判事パネル構成などに関する標準運営手順を改定

2018年10月5日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

米国特許商標庁（USPTO）特許審判部（PTAB）は判事パネルの構成に関する標準運営手順「Standard Operating Procedures 1」¹（SOP1）、および、PTAB 審決の precedential（先例審決（拘束力あり））、informative（参考審決（拘束力なし））の選定に関する標準運営手順「Standard Operating Procedures 2」²（SOP2）を改定した。

この改定は透明性、予見性および信頼性を庁全体で高めることを目的にするもので、ステークホルダー、裁判所および議員からの意見、ならびに、過去 6 年間にわたる庁の米国発明法（AIA）審判手続経験に基づくもの。

SOP1 改定版のポイント

- 判事 3 名超でパネルを構成する際のプロセス等を説明（判事 3 名超による判事パネル構成は頻繁に行われるべきでなく、長官が承認した場合のみで行われるとしている。）
- パネルへの判事の割り当て手順を詳細に説明
- 判事パネルの変更を当事者に通知する手順を詳細に説明 等

SOP2 改定版ポイント

- 長官、特許局長、PTAB 首席判事などから成る「Precedential Opinion Panel」（POP）を設立
- POP は係属中案件で例外的に重要な問題等の再審理を決定するために召集される
- POP は、既に下された審決が precedential 指定（PTAB 判事への拘束力有り）または informative 指定（PTAB 判事への拘束力無し）を受けるべきか否かを長官が決定する作業を支援する
- 既に下された審決を precedential 指定または informative 指定する手順の明確化 等

（以上）

¹ <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/SOP%201%20R15%20FINAL.pdf>

² <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/SOP2%20R10%20FINAL.pdf>